

5高福第3702-1号
令和6年1月29日

各市町村介護保険担当課長 殿
東三河広域連合介護保険課長 殿
知多北部広域連合事業課長 殿

愛知県福祉局高齢福祉課長
(公 印 省 略)

介護職員処遇改善支援補助金（令和6年2月から5月）についての周知等
について（依頼）

日頃より本県の高齢福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

介護職員の処遇改善の支援について、国において、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、介護職員を対象に、介護職員等ベースアップ等支援加算に上乗せする形で、令和6年2月から5月までの収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるために必要な経費が、令和5年11月29日に成立した令和5年度国補正予算に計上されているところです。

県においても、現在、補助金の支給に向けて準備を進めているところです。補助金の申請時期・申請方法等の詳細な情報については下記の県ホームページにおいて随時更新いたします。

ついでには、本事業の実施について御承知おきいただくとともに、事業趣旨を御理解の上、貴市町村及び広域連合管内に所在する対象となる事業所等（別紙参照）に対し、別添リーフレット等により周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

また、補助金の対象となる要件として、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していることが必要であり、令和6年4月から当該加算を算定していれば対象となります。当該加算等の計画書の提出については、別添国事務連絡において、4月15日までにを行うこととする予定とされておりますので、適切に御対応ください。

なお、事業詳細等については、別添リーフレット及び国実施要綱等を御確認ください。

記

・ 県 HP <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/shoguukaizenhojokin.html>

担 当 介護保険指導第一グループ（立石）
電 話 052-954-6289
メー ル korei@pref.aichi.lg.jp

表1 介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	1.2%
夜間対応型訪問介護	1.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.2%
(介護予防) 訪問入浴介護	0.7%
通所介護	0.7%
地域密着型通所介護	0.7%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0.6%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	0.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	1.4%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.0%
看護小規模多機能型居宅介護	1.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1.3%
介護福祉施設サービス	0.9%
地域密着型介護老人福祉施設	0.9%
(介護予防) 短期入所生活介護	0.9%
介護保健施設サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	0.5%
介護医療院サービス	0.3%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	0.3%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

表2 介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、 (介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、 (介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%